平戸市中小企業・小規模企業事業再編等促進支援事業補助金　公募要領

令和３年８月
平戸市商工物産課

１．事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況下で、ポストコロナ・ウィズコロナ時代における新しい生活様式に対応するための事業再編等に取り組む市内中小企業・小規模企業等に対して、その事業資金の一部を補助するものです。

２．募集期間

令和３年８月６日（金）～令和３年９月２２日（水）

３．補助対象者

市内で事業を営む中小企業者及び小規模企業（以下、「中小企業等」という。※１）

※１　本事業における中小企業及び小規模企業とは、以下に該当する会社及び個人とします。

区分	主たる事業	規模
中小企業	製造業、建設業、運輸業その他（卸売業、サービス業、小売業を除く）	・資本金又は出資総額３億円以下 ・常時使用従業員数 300 人以下
	卸売業	・資本金又は出資総額１億円以下 ・常時使用従業員数 100 人以下
	サービス業	・資本金又は出資総額 5,000 万円以下 ・常時使用従業員数 100 人以下
	小売業	・資本金又は出資総額 5,000 万円以下 ・常時使用従業員数 50 人以下
小規模企業	製造業、建設業、運輸業その他（商業又はサービス業を除く）	・常時使用従業員数 20 人以下
	商業又はサービス業	・常時使用従業員数５人以下

４．事業の実施要件

事業の実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

①令和２年分の本事業売上が前年比 30%以上減少した市内の中小企業等が取り組む事業再編等（※２）の事業であること。

②事業再編等により、年２%以上、３年後に６%以上の付加価値額の増加が見込まれること。

③金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること。

④補助金交付を申請する日の属する会計年度末までに事業を完了すること。

⑤次のいずれにも該当しないこと。

【非該当者】
- 訴訟や法令順守上の問題を抱える者
- 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者
- 国、県その他公的機関から補助金の交付を受ける事業
- 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 市税等の滞納がある者

※２　本事業における事業再編とは、次に定める「事業転換」「業種転換」「業態転換」「事業再編」とします。

区分	該当要件
事業転換	【定義】新たな商品製造・サービス提供により、主たる業種（※３）を変更せずに新たに事業（※４）を変更又は追加すること。 【要件】①商品の新規性（現在、自社が生産・提供していない商品であること。） ②市場の新規性（現在、自社が参入していない市場に参入すること。） ③事業計画期間終了後、付加価値額が６％向上すると込まれるもの 【◎該当事例】 １）日本料理店が、換気により感染リスクが低いとされる焼肉店を新たに開業 ２）プレス加工用金型製造業者が、ノウハウを活かし産業用ロボット製造を開始 ３）建設業者が所有する土地・資材を用いたキャンプ場を開設 ４）飲食店が店舗を縮小し、テイクアウト販売を実施 【▲非該当事例】 １）新事業に必要な主な設備等が、既存事業に必要な主な設備等と変わらない場合 ２）事業の前後で売上高構成比の最も高い事業が日本標準産業分類に基づく細分類の単位で変更されない場合
業種転換	【定義】新たな商品製造・サービス提供により、主たる業種を変更又は追加すること。 【要件】①商品の新規性（現在、自社が生産・提供していない商品であること。） ②市場の新規性（現在、自社が参入していない市場に参入すること。） ③事業計画期間終了後、付加価値額が６％向上すると見込まれるもの 【◎該当事例】 １）レンタカー事業者が、新たに貸切りペンションを経営しセットプランを提供 ２）製造業者が工場を閉鎖し、新たにデータセンターを建設 ３）ホテルを閉鎖し、貸しオフィスやレンタルルームを開設 ４）居酒屋が店舗を閉鎖し、キッチンカーでの提供を開始 【▲非該当事例】 １）新業種に必要な主な設備等が、既存業種に必要な主な設備等と変わらない場合 ２）業種転換後、日本標準産業分類に基づく大分類単位の売上高構成比が、業種転換前と比較し影響額が明らかに少額な場合
業態転換	【定義】商品・サービスの製造・提供方法を相当程度変更すること。 【要件】①製造方法・提供方法の新規性 ②（製造方法の変更の場合）製品の新規性 ③（商品・サービス提供方法変更の場合） 既存設備の撤去・既存店舗の縮小等を伴うもの　または　非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化に資するデジタル技術の活用を伴うもの ④事業計画期間終了後、付加価値額が６％向上すると見込まれるもの 【◎該当事例】 １）ヨガ教室の店舗を縮小し、オンラインでヨガ教室を開始 ２）健康器具製造業者が、デジタル技術活用で省人化し高付加価値商品を製造 ３）土産店が、インターネットショッピングサイトを開設 【▲非該当事例】 １）既存の製造方法・提供方法により、単に製造量又は提供量を増大させる場合 ２）既存の製造方法・提供方法に容易な改変を加えた方法で製造・提供する場合 ３）既存の製造方法・提供方法を単に組み合わせた方法で製造・提供する場合
事業再編	【定義】組織再編行為（合併、分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと。 【要件】①組織再編行為等を行うもの ②事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うもの ③事業計画期間終了後、付加価値額が６％向上すると見込まれるもの 【◎該当事例・▲非該当事例】上記のものと共通

※３　主たる業種とは、日本標準産業分類に基づく「大分類」にて区分される、自社売上高のうち最も多くを占める業種です。
※４　主たる事業とは、日本標準産業分類に基づく「中分類」「小分類」または「細分類」にて区分される、自社売上高のうち最も多くを占める事業です。

５．事業計画期間

交付決定日から令和４年３月上旬ごろまで　　※交付決定は７月を予定しています。

６．補助対象経費

補助対象経費は、交付要綱別表（※５補足資料）のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

①事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
②事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
③単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
④不動産及びその他の個人・法人の資産形成につながるもの、または、パソコン、電話機、ＦＡＸ、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判断が不明確な物品は対象となりません。
⑤短期間しか使用しないもの、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは、設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。

※５　補助対象事業補足資料

対象経費	経費内容
人件費	・事業再編等に必要な従業員の給与、パート・アルバイトの賃金 注）新たに雇用する者に限るものとする。 注）１人当たり常勤雇用の場合は月額35万円、非常勤雇用の場合は月額20万円、パート・アルバイトは日額８千円／人を上限とする。 注）代表者、役員（雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象外 注）総事業費に占める人件費は、2割を上限とします。
店舗等借入費	・事業再編等のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料 注）店舗と住居等が明確に分かれているものに限る
設備費	・事業再編等に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）単なる老朽設備の更新は対象外 注）土地・建物（中古含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
改修費	・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。） 注）建物と住居等が明確に分かれているものに限る 注）土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外

広告宣伝費	・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・事業再編等のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
研究開発費	・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等） 注）対価が得られるものを除く。
従業員の教育訓練経費	・従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費 注）資格取得の場合は、事業実施期間内に取得可能なものに限る。 注）事業再編等に直接必要なものに限る。 注）求職者の人材育成にかかる経費や、事業拡充に伴わない教育訓練費は対象になりません。
その他、特に必要と認められる経費	※中古品を購入（取得）する場合は、費用が明確に判定できるものに限る。 ※機械装置等の更新は不可とする。 ※汎用性の高いものは不可とする。 ※消費税及び地方消費税は対象外とする。

7．補助率および補助金額

補助対象となる事業費は事業計画期間中あたり下表の額となります。

補助率	補助上限額
３分の２以内	補助上限額 300 万円まで （補助対象経費 200 万円以上の事業計画が対象となります）

8．事業計画書

事業計画書（様式第２号）に事業内容や資金計画等を記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

（１）業績評価指標

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後３年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する場合については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成してください。

①付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
②経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
③売上高

（２）補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「３　事業再編等に係る投資内容」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載して下さい。

９．審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（11．応募手続き参照）の申請を受けて、「４．事業の実施要件」に関する適合性について、平戸市中小企業等の振興に関する補助金審査会において、コロナ禍における事業効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し市が事業採択を行います。

なお、申請者は審査会へ出席し、事業内容の説明を行います。申請者が多数の場合、１次審査（書類審査）を行う場合もありますので、予めご了承下さい。

審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 平戸市中小企業・小規模企業事業再編等促進支援事業の趣旨への合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

イ）ポストコロナ・ウィズコロナ時代における新しい生活様式における需要を取り込み、地域内の経済及び雇用の維持や拡大に寄与する事業であること

ロ）市内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で地域内に提供する事業者が存在しないため、市外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること

ハ）市外から人材を一元的に募集・確保して市内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、市内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

②事業性、成長性、継続性の判断

イ）ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ）商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ）補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の「２　事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

10. 事業実施報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて３年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績書（様式第２号）に記載し、報告する必要があります。

11. 応募手続き

平戸市中小企業・小規模企業事業再編等促進支援事業にかかる申請書類や手続きは以下のとおりです。

（１）提出書類

申請書類	(1)承認申請書（様式第１号） (2)事業計画書（様式第２号） (3)収支予算書（様式第３号） (4)暴力団排除に係る誓約書（様式第４号） (5)事業内容が分かる書類（見積書、写真、カタログ等）の写し (6)経営状況を確認できる書類（直近２ヵ年の決算書、確定申告書等）の写し (7)金融機関の融資を受ける者は、融資決定が分かる書類の写し (8)市税等の滞納がないことを証明できる書類 (9)その他市長が必要と認める書類（※５）	
添付書類	【個人事業主の場合】	○住民票 ○直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの） ○その他必要な書類
	【法人の場合】	○履歴事項全部証明書 ○直近の確定申告書（税務署受付印のあるもの） ○直近の決算書等（貸借対照表、損益計算書）

（２）提出先

平戸市役所 商工物産課　　（〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地３）

（３）提出方法

持参または郵送

12. 照会先

平戸市役所 商工物産課　商工新産業班

ＴＥＬ：０９５０－２２－９１４１（直通）

ＦＡＸ：０９５０－２３－３３９９

メール：sangyo@city.hirado.lg.jp